

# 確認申請等の添付図書の適正化について

福山市建設部建築指導課

2003年7月

建築基準法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書に添付する図書と、それぞれの図書に明示すべき事項が、同項第一号から第四号に掲げる建築物の区分に応じて建築基準法施行規則第1条の3各項及び福山市建築基準法施行細則第9条第1項に定められています。

法律及び規則に定められた図書にそれぞれ明示すべき事項をもれなく記載したものを添付してください。添付図書に明示すべき形式要件が整っていることを確認して「受け付け」とします。

規則に定めのない図書は添付しない(事実を証するために必要な書類等及び福山市中間検査施行規則第2項に基づく添付は除く。)ください。また、明示すべき事項以外の要件については審査の対象としません。

**工作物及び建築設備等の確認申請並びに他法令に基づく許可及び認定申請等についても同様です。**

確認申請に添付する図書の種類と明示すべき事項(抜粋)は裏面及び別紙のとおりです。尚、広島県の条例・規則等は広島県法規のホームページに掲載されています。

(<http://www.pref.hiroshima.jp/soumu/bunshyo/kenhouki/index.html>)